

選択的夫婦別姓制度の導入を求める声明

1 民法第750条は、婚姻する際に夫婦のいずれかが姓を変更することを義務付けている。同法は、女性に姓の変更を義務付けているわけではないが、現実には婚姻に伴い、約94.5%の女性が姓を変更している（2023年（令和5年）人口動態統計）。

姓は、人格権の一内容であり、自己のアイデンティティと不可分である。婚姻により姓を改めることで、アイデンティティの喪失に直面する者もいる。通称使用が社会的に活用されるようになってはいるが、改姓によるアイデンティティの喪失の問題が解決されるわけではない。さらに、通称使用についても、金融機関との取引時、不動産登記の手続き等においては、戸籍上の氏名が求められる場合がある。また、研究者において、改姓前に築いてきた実績の維持が容易でない場合があるなど、婚姻により姓を改めたことでキャリアの分断が生じるおそれがある。これらの問題は、通称使用によっても解決できず、なお日常生活や社会生活において様々な不利益が残されている。

夫婦別姓を望む者からすると、現行の制度は、単に日常生活を送る際に不便な制度にとどまらず、自分のアイデンティティを犠牲にして法律上の婚姻を選択するか、自分のアイデンティティを守るために事実婚を選択するかを迫る制度ともいえる。

憲法上も、夫婦が同姓を選択しない限り婚姻による法的効果を得られないという現行の取扱いは、合理的根拠に基づく差別的取扱いとはいえず、憲法第14条の定める法の下での平等に反している。また、実質的に両性の合意以外の要件を付しており、憲法第24条第1項が定める「婚姻の自由」を不当に制限している。さらに、婚姻に際して姓の変更を強制されない自由が不当に制限されている点で憲法第13条が保障する幸福追求権を侵害しており、かかる状態は速やかに解消されるべきである。

2 2021年（令和3年）6月23日、最高裁判所大法廷決定は、夫婦同姓制度について定める現行の民法などの規定について、憲法に違反しないと判断した。

この決定自体は、前述の様々な憲法上の権利の侵害を認めなかったが、4人の裁判官は違憲との立場を明確にした。さらに、多数意見においても、合憲との結論には至ったものの、夫婦同姓制度を積極的に支持するものではなく、「制度の在り方は、平成27年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」とし、国会での議論を促している。

また、2024年（令和6年）6月18日、一般社団法人日本経済団体連合会は、「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」

との提言を公表した。この提言では、配偶者と同姓になることも、生まれ持った姓を維持することも「選択できるようにすること」が課題であるとして、選択的夫婦別姓制度の導入の早期実現を求めている。

さらに、2024年（令和6年）10月、国際連合の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、女性が婚姻に際し婚姻前の姓を保持することを可能とする法整備を求める勧告を出した。この勧告に法的拘束力はないものの、委員会からの勧告は今回で実に4回目になる。諸外国においても、かつて夫婦同姓が義務付けられていた国も姓を選択できる制度へ転換しており、夫婦同姓を義務付けている国は、今や、日本のほかには見当たらない。

3 以上のように、国内においては、選択的夫婦別姓制度の実現に向けた社会的気運も高まりをみせ、国際的には選択的夫婦別姓制度を導入していないことが強く批判されている。

しかしながら、夫婦同姓を解消するための選択的夫婦別姓制度については、約30年前、1996年（平成8年）2月に法制審議会が「民法の一部を改正する法律要綱案」を答申し、同要綱案において、選択的夫婦別姓制度の導入が提言されたにもかかわらず、現在にいたるまで導入されていない。

4 選択的夫婦別姓制度を実現することは、個人の生き方の多様性を確保し、男女共同参画社会を推進するためにも不可欠である。

以上の状況を踏まえ、当会は、国に対し、速やかに民法第750条を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを求める。

2025年（令和7年）2月10日

長崎県弁護士会

会長 中村尚志